

佐倉市

パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓ガイドブック



目次

1	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓について	1
2	宣誓の流れ	2
3	宣誓することができる方	3
4	宣誓に必要なもの	5
5	交付書類	8
6	証明書等の再交付	9
7	宣誓書に変更があった場合	10
8	証明書等の返還	11
9	必要書類 ・再交付 ・記載事項変更 ・証明書等返還	12
10	宣誓の無効	13
11	パートナーシップに係る連携について	13
12	Q&A	15

1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓について

本制度は、同性・異性問わず（同性カップル・事実婚等）、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束したお二人が、パートナーシップの関係にあることを宣誓する制度です。

また、お二人にお子さまや親御様等がいる場合、あわせてファミリーシップも宣誓できます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税の控除等）が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族とともに、自分らしく暮らしていけるよう、市が応援するものです。

佐倉市は、「一人ひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの個性と能力を十分発揮し、希望する生き方ができるまち」を目指しています。

パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面または精神面で協力し合うことを約束した二人の関係をいう。

ファミリーシップ

パートナーシップの関係にあるお二人またはどちらかの
お子さまや親御様等とともに家族として暮らしていくことを約束した関係をいう。

2 宣誓の流れ

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓から証明書、証明カード受領までの主な流れは以下のとおりです。

① 電話又はメールで事前連絡・調整

- ・宣誓希望日の原則7日前までに、必ず電話、またはメールで連絡をしてください。宣誓の日時・場所の調整、必要書類の確認等を行います。

連絡先（自治人権推進課）

<TEL> 043-484-1948

（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

<Mail> jichijinken@city.sakura.lg.jp

（メールにお名前、書類提出にお越しいただくのにご都合の良い日時をご記載ください。）

※3営業日以内に市から予約日等について返信いたします。

※宣誓日時や宣誓証明書等の交付日は、予約状況やその後提出又は提示いただく書類に不備がある場合等により、ご希望に添えない場合があります。

② パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

- ・予約した日時に、必要書類をお持ちの上、お二人そろってお越しください。
- ・ファミリーシップ制度ご利用の際、お子様の同伴は不要ですが、15歳以上の場合や親御様等の宣誓にあたっては、そのご本人にもご来庁いただき、本人確認が必要となります。

※平日 午前9時00分～午後4時30分 市の閉庁日を除きます。

【市において内容確認】

申請書類をもとに、宣誓の要件を備えているか確認します。

③ 宣誓証明書等の受領

- ・宣誓書提出の際に「宣誓証明書」「宣誓証明カード」の交付日を調整します。
- ・郵送をご希望の場合は、宛先を記入し、必要な額の切手を貼り付けた角2封筒を、宣誓書提出の際にご持参ください。

※概ね、1週間程度お時間をいただきます。

3 宣誓することができる方

宣誓をするには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

① 成年に達していること

- ・ 満18歳以上の方

② 配偶者がいないこと

- ・ 独身証明書等で確認します。
- ・ 外国籍の方は、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）を提出してください。

③ 宣誓者以外の方とパートナーシップ及びファミリーシップの関係がないこと

- ・ 同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップ及びファミリーシップの宣誓又は登録を行っている方は、宣誓をすることができません。

④ 佐倉市民であること、又は転入を予定していること

- ・ 市内に住所を有している方、又は3か月以内に転入を予定している方（宣誓者のうち、いずれか一方で構いません。）
- ・ 転入予定の方は、宣誓の際に転入予定日を記載してください。

⑤ 宣誓者同士の関係が、近親者でないこと

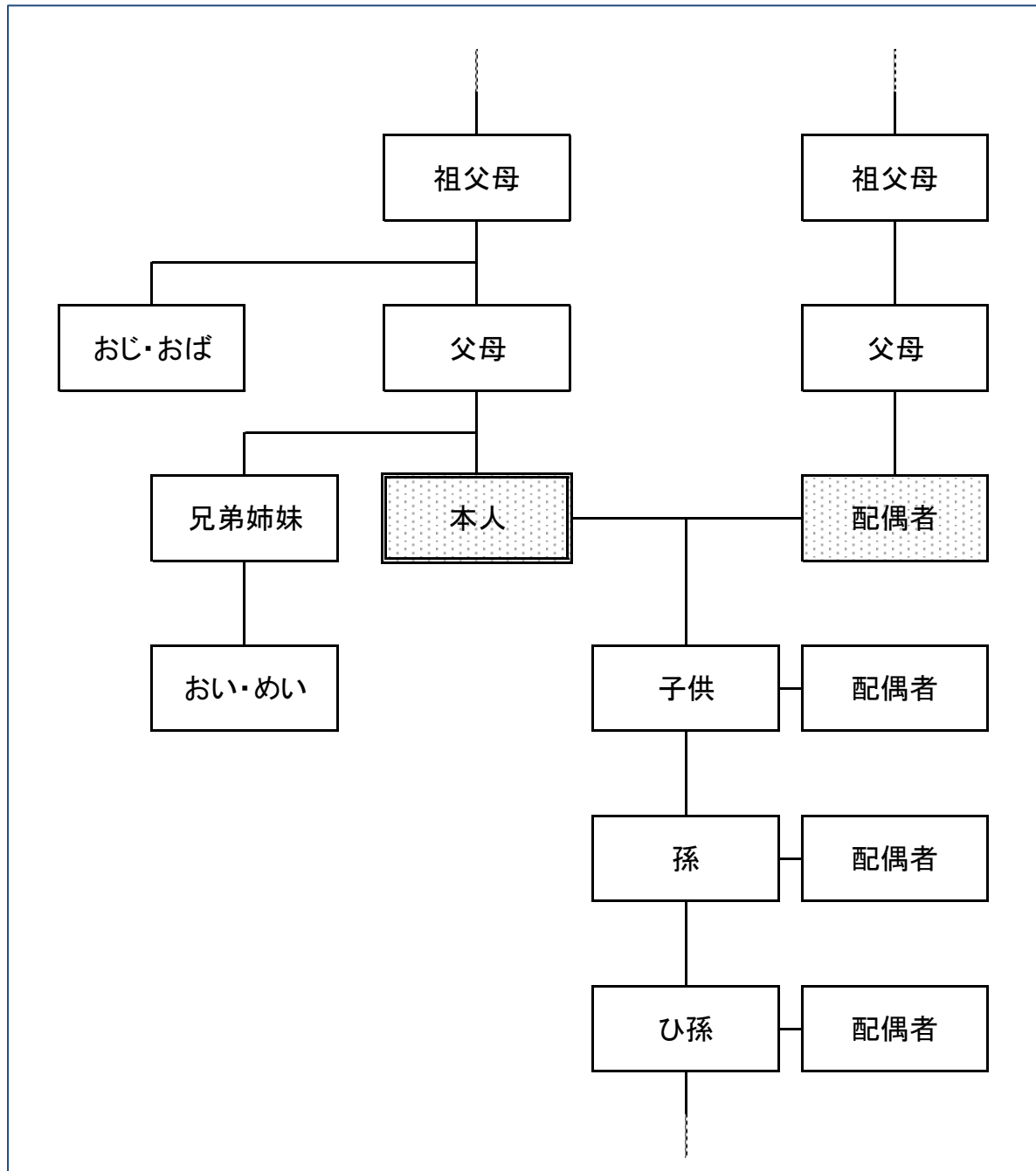
- ・ 民法の規定により、婚姻をすることができない関係にある方は、宣誓をすることができません。（直系血族、三親等内の傍系血族等。次ページ参照）
- ・ ただし、親族関係が終了した者である場合は宣誓することができます。

⑥ ファミリーシップ制度を利用する場合は、双方又は一方に子や親等がいること

- ・ 15歳以上の子や親等について宣誓するときは、本人の自署が必要です。

・パートナーシップの宣誓をすることができない者（近親者）

※個別の事情について相談したい方は、自治人権推進課へご連絡ください。



4 宣誓に必要なもの

宣誓には、以下のものが必要となります。

①佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）

- ・各欄について、もれなく記載し提出してください。
- ・様式は、佐倉市ウェブサイトからダウンロードできます。
また、自治人権推進課及び各出張所の窓口にもあります。

佐倉市ウェブサイト



②現住所を確認できるもの

住民票の写し

- ※（宣誓をする日前3か月以内に発行されたもの）
- ※（宣誓書に記載するすべての方のもの）
- ※お二人のうち、どちらも市内にお住まいでない場合は、上記書類に加えて賃貸借契約書の写し等、転入することを予定していることが確認できる書類を提出してください。

③独身であることを証明する書類

次のいずれか（いずれも宣誓をする日前3か月以内に発行されたもの）

- ✓ 独身証明書
- ✓ 戸籍全部事項証明書
- ✓ 戸籍個人事項証明書
- ✓ 婚姻要件具備証明書

※外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書面（日本語の翻訳を添えて）を提出してください。

④本人確認ができるもの

- ・マイナンバーカード、旅券、運転免許証、在留カード、
官公署が発行した免許証等（7ページ参照）



⑤ファミリーシップの宣誓をする場合

- ・子や親等の宣誓を希望する方は、関係が確認できる書類（続柄入りの住民票等）を添えてご提出ください。
- ・15歳以上の子や親等の場合は、宣誓書への自署が必要になります。

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

【必要書類一覧】

	パートナーシップ	パートナーシップ・ファミリーシップの両方
宣誓書（様式第1号）	○	○
住民票の写し	○	○
独身証明書（外国籍のかたは婚姻要件具備証明書）	○	△ ※戸籍全部事項証明書があれば不要
戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書	△ ※独身証明書があれば不要	○
本人確認ができるもの	○	○
関係が確認できる書類	-	○

【本人確認に必要な証明の例】

「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」を確認できるものかつ有効期限内のものに限ります。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・個人番号カード （マイナンバーカード） （写真付き住民基本台帳カード） ・旅券（パスポート） ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引士証 ・教習資格認定証 ・船員手帳 ・戦傷病者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・写真の貼付のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・共済年金又は恩給の証書 ・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 <hr/> <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの （左記に掲げる書類を除く。）</p> <p>「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できませんので、御注意ください。</p>

出典：法務省ウェブサイト「戸籍の窓口での『本人確認』が法律上のルールになりました」
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>

【通称名の使用を希望される方へ】

宣誓証明書等への通称名の使用について

宣誓証明書、宣誓証明カードに通称名を使用することができます。

※通称名を希望する場合、使用していることが確認できる書類をお持ちください。

（例）勤務先又は学校等の発行する身分証明書、通称名で受領している郵便物

（上記以外の場合は、社会生活上日常的に当該通称名を使用していることが分かる書類）

※通称名を使用した場合、宣誓証明書や宣誓証明カードの裏面に戸籍に記載されている氏名を記載します。

5 交付書類

宣誓証明書及び宣誓証明カードの交付

宣誓書の提出から概ね1週間後の、日程調整した当日に交付又は郵送いたします。

【佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書】(様式第2号)

(表)

様式第2号(第5条関係) 第 号
年 月 日

佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

氏名又は通称名 氏名又は通称名
住所 住所
宣誓日 年 月 日

上記両名が、佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第4条第1項の規定に基づき、互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓したことを証明します。

○パートナーシップに係る宣誓
2人の者が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で協力し合うことを約束する関係にあること。
○ファミリーシップに係る宣誓
パートナーシップにある2人の者が、その両方又は一方の子、親その他の3親等以内の親族を含め、家族であると約束する関係にあること。

佐倉市は、「一人ひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの個性と能力を十分発揮し、希望する生き方ができるまち」を目指し、取組みを続けてまいります。

これからの人生を互いに支え合い
協力して歩まれるお二人のご多幸を祈念いたします。

佐倉市長 印

※印刷用紙を使用する際、必ず裏面の注意事項を必ずご確認ください。

注意事項
1 この証明書は、佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の趣旨に従って使用すること。
2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合には、市側に届け出ること。
(1) 住所、氏名の記載に変更があったとき。
(2) 宣誓の要件に該当しなくなったとき。
(3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
(4) パートナーシップが解消されたとき。
3 上記に該当する場合には、この証明書及び証明カードを市側に返還すること。

この証明書を提示された方へ
佐倉市は、「一人ひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの個性と能力を十分発揮し、希望する生き方ができるまち」を目指し、この証明書を発行しています。市民や事業者のみならずには、このパートナーシップの趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいようお願いいたします。

転入予定について
市内に住所を有せず、転入予定の場合には、右に「転入予定日」を記載します。

本宣誓により、家族となる者の氏名

年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

※表面に通称名を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載
以下に戸籍上の氏名(外国人等の場合は、これに準ずるもの)を記載します。

通称名	
戸籍上の氏名	

【佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード】(様式第3号)

様式第3号(第5条関係) 第 号
交付日 年 月 日

佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓証明カード

佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第4条第1項の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日 年 月 日

本人 パートナー
〇〇年〇月〇日生 〇〇年〇月〇日生

佐倉市長 印

この証明カードは、互いをその人生のパートナー・ファミリーとして日常生活において協力し合うことを宣誓したお2人に交付するものです。宣誓によって、法律上の効果(婚姻、相続及び税金の控除等)が生ずるものではありませんが、この趣旨を十分にご理解いただけますようお願いいたします。

【表面に通称を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載】

本人: 年 月 日生	パートナー: 年 月 日生
年 月 日生	年 月 日生

6 証明書等の再交付

次の場合、所定の申請手続を行うことによって、パートナーシップ宣誓証明書及び証明カードを再交付します。

1. 佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等を紛失、毀損、汚損したとき

再交付の流れ

①申請日の決定

申請いただく日時を決め、申請当日の必要書類の確認をします。
電話またはメールで予約してください。

電話：043-484-1948 メール：jichijinken@city.sakura.lg.jp

【予約受付時間】

平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（市の閉庁日を除きます）

※メールは 24 時間受け付けますが、受付時間外に届いたものは翌日以降に連絡しません。

※ 3 営業日たっても連絡がない場合、お手数をおかけしますが再度お問い合わせください。

②再交付申請

予約した日時に必要書類（12 ページ参照）を持って自治人権推進課へお越しください。

申請時に本人確認を行います。

※お一人での手続も可能です。

（その場合は、再交付申請に関するパートナーの委任状をご持参ください。）

③申請内容確認後交付

職員が、「宣誓証明書」、「宣誓証明カード」を後日再交付します。

再交付申請の際に交付日を調整します。

郵送をご希望の場合は、宛先を記入し、必要な額の切手を貼った角 2 封筒を、申請書提出の際にご持参ください。

7 宣誓書に変更があった場合

次の場合は、「佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届出書」を提出してください。あわせて変更に係る内容が分かる書類、宣誓証明書及び宣誓証明カードを提出してください。

- 1 宣誓した住所に変更があった時
- 2 氏名・通称名が変わった時
- 3 その他宣誓内容に変更があった時

※すでに交付した宣誓証明書及び宣誓証明カードの記載された内容に変更がある場合は、それらを返還してください。
変更後の事項が記載された宣誓証明書等を改めて交付します。

宣誓事項変更の流れ

①届出日の決定

届出いただく日時を決め、届出当日の必要書類の確認をします。
電話またはメールで予約してください。

電話：043-484-1948 メール：jichijinken@city.sakura.lg.jp

【予約受付時間】

平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（市の閉庁日を除きます）

※メールは 24 時間受け付けますが、受付時間外に届いたものは翌日以降に連絡します。

※3 営業日たっても連絡がない場合、お手数をおかけしますが再度お問い合わせください。

②宣誓事項変更の届出

予約した日時に必要書類（1 2 ページ参照）を持って自治人権推進課へお越しください。
届出時に本人確認を行います。

※お一人での手続も可能です。

（その場合は、宣誓事項変更の届出に関するパートナーの委任状をご持参ください。）

③届出内容確認後に交付※該当する場合のみ

職員が、「宣誓証明書」、「宣誓証明カード」を後日再交付します。

再交付届出の際に交付日を調整します。

郵送をご希望の場合は、宛先を記入し、必要な額の切手を貼った角 2 封筒を、申請書提出の際にご持参ください。

8 証明書等の返還

次の場合は、「佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」を提出してください。あわせて宣誓証明書及び宣誓証明カードを返還してください。

- 1 市が規定する対象者の要件を満たさなくなったとき ※3, 4ページ参照
- 2 一方が亡くなったとき
- 3 パートナーシップの関係を解消したとき

返還の流れ

①届出日の決定

届出いただく日時を決め、届出当日の必要書類の確認をします。

電話またはメールで予約してください。

電話：043-484-1948 メール：jichijinken@city.sakura.lg.jp

※本制度の宣誓後に住民票の続柄を変更した場合は、住民票の修正手続きを同時に行っていただきます。なお、手続きには職員が同行いたします（同性の場合に限ります）。

【予約受付時間】

平日 午前8時30分から午後5時15分まで（市の閉庁日を除きます）

※メールは24時間受け付けますが、受付時間外に届いたものは翌日以降に連絡します。

※3営業日たっても連絡がない場合、お手数をおかけしますが再度お問い合わせください。

②宣誓証明書等の返還

予約した日時に必要書類（12ページ参照）を持って自治人権推進課へお越しください。届出時に本人確認を行います。

※お一人での手続きも可能です。

（その場合は、返還手続きに関するパートナーの委任状をご持参ください。）

※お一人での手続きの場合、もう一方の方へ宣誓証明書等の返還があったことを通知します。

※本制度の宣誓後に住民票の続柄を変更した場合は、住民票の修正手続きを同時に行っていただきます。なお、手続きには職員が同行いたします（同性の場合に限ります）。

※宣誓者の一方が亡くなったときは、宣誓証明書等の返還が必要ですが、ファミリーシップの宣誓を行っている場合には、宣誓証明書等に記載されている方の同意により、ファミリーシップを継続することができます。詳細につきましては、ご相談ください。

9 必要書類 ・再交付 ・記載事項変更 ・証明書等返還

再交付申請、記載事項変更、証明書等返還に必要な書類は下記のとおりです。

再交付申請

(宣誓証明書・証明カードの再交付を希望する場合)

- 佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書
(様式第4号)
- 住民票の写し及び戸籍全部事項証明書(3か月以内に発行されたもの)
※宣誓日から3か月を超える場合のみ
- 本人確認書類 ※7ページ参照
- 宣誓証明書及び宣誓証明カード 2部(毀損、汚損の場合)

記載事項変更

(宣誓した事項等に変更があった場合)

- 佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届出書(様式第5号)
- 変更した事実等が分かる書類
住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)等
- 宣誓証明書及び宣誓証明カード 2部
- 本人確認書類 ※7ページ参照

証明書等返還

(宣誓証明書等を返還する場合)

- 佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届(様式第6号)
- 宣誓証明書及び宣誓証明カード 2部
- 本人確認書類 ※7ページ参照

※申請書等の様式は、佐倉市公式ホームページからダウンロードできます。

また、自治人権推進課でも配布しています。



10 宣誓の無効

以下の事由に該当する場合、パートナーシップ又はファミリーシップ宣誓は無効となります。

無効の事実を確認次第、宣誓者のいずれかの方に通知します。

宣誓および宣誓後の手続きにあたっては、くれぐれもご注意ください。

【無効事由】

- (1) 偽りその他不正な手段により宣誓を受けたとき
- (2) 証明書または証明カードを不正に利用したとき
- (3) 宣誓者のいずれかの方がパートナーシップを形成する意思がなくなったとき
- (4) 市が規定する要件を満たさなくなったと認められるとき ※3, 4ページ参照

11 パートナーシップに係る連携について

佐倉市とパートナーシップに係る連携をしている自治体の中で転入・転出する場合、手続きが一部省略できる場合があります。なお、連携をしている自治体については、ホームページでご確認ください。

1. 佐倉市から転出する場合

佐倉市からパートナーシップに係る連携をしている自治体へ転出する場合、佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書・宣誓証明カードの返還は必要ありません。

転出先の自治体によって継続申告の手続きは異なりますので、各自治体のホームページ等をご確認ください。



2. 佐倉市に転入する場合

【継続申告の流れ】

- ①事前に電話、又はメールで自治人権推進課までご連絡ください。
- ②調整した日時・場所に、必要書類をお持ちの上、お越してください。
※制度利用者のうちどちらかお一人でも手続は可能ですが、本人確認書類等は対象の方全員分お持ちください。
- ③必要書類を確認し、不備等がない場合、継続申告が完了します。
なお、「宣誓証明書」「宣誓証明カード」については継続申告したお二人に発行されます。
- ④申告書の提出から概ね1週間後に「宣誓証明書」「宣誓証明カード」を交付します。
申請の際に交付日を調整します。
郵送をご希望の場合は、宛先を記入し、必要な額の切手を貼った角2封筒を、申請書提出の際にご持参ください。

【必要書類】

継続申告には、次のものが必要となります。

- 佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）
- 転出元の自治体で交付されたパートナーシップに関する証明書等
- 現住所を確認できるもの（佐倉市に転入したことがわかるもの）
例：住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証等
- 本人確認ができるもの
例：マイナンバーカード、旅券、運転免許証、在留カード等

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

【留意事項】

- ・継続申告の手続の予約をいただきましたら、転出元の自治体に「パートナーシップに係る連携をしている自治体から、転入があったこと」を佐倉市より連絡します。
- ・継続申告の手続が完了した後は、宣誓証明書・宣誓証明カードの再交付・返還等については、佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱に則ります。

1 2 Q&A

Q1 結婚制度とパートナーシップ宣誓制度との違いは何ですか？

A1 結婚は、民法に基づく制度であり、相続権や税金の控除、親族の扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。一方で、佐倉市が実施する「佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」は、お二人が人生のパートナーであることを宣誓することにより、パートナーとして共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを佐倉市が受け止め、その宣誓の事実を公的に認めるものです。この制度は、佐倉市の内部規定である要綱に基づいて実施するものであり、法律上の権利や義務は発生しません（法的効力を有しません。）

Q2 法的効力を有しないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A2 この制度は、お二人のパートナーシップとお子さまや親御様等との関係を形成することを尊重するものです。また、本制度の導入により、性的マイノリティ当事者や、様々な事情から婚姻を選択していない関係にある方々への社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取り組みが広がっていくことを期待しています。

Q3 なりすましや偽造等の悪用をされることはないでしょうか？

A3 宣誓をする際には、独身であることを証明する書類（独身証明書、戸籍謄本等）の提出と本人確認書類の提示を求めることで、なりすまし等の悪用を防止します。また、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合は、当該パートナーシップ宣誓を無効とし、宣誓証明書及び宣誓証明カードの返還を求めます。

Q4 制度の利用に費用はかかりますか？

A4 制度の利用や宣誓証明書等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q5 制度の利用に際して、通称名は使用できますか？

A5 使用できます。通称名の使用を希望する場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物、名刺、社員証など）を宣誓時に提示して下さい。

Q6 プライバシーは守られますか？

A6 宣誓時など各種手続の際には、必ず事前予約をお願いし、ご希望に応じ、個室等のプライバシーを保護する対応を取らせていただきます。また、本人確認書類の提示を求めることを徹底します。市職員には、プライバシーについて守秘義務が課されていますのでご安心ください。

Q7 同性カップルしか宣誓できませんか？

A7 同性カップルに限定していませんので、異性間における事実婚などの場合も要件を満たしていれば宣誓することができます。ただし、婚姻に準じた意思がお二人にあることが必要です。

Q8 外国籍の場合も宣誓できますか？

A8 外国籍の方も宣誓を行うことができます。外国籍の方の場合には、宣誓に必要な書類として、大使館または領事館が発行する婚姻要件具備証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたもの）など独身であることが確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

Q9 養子縁組をしている場合は宣誓できませんか？

A9 パートナーシップは、2人の方が共同生活において互いに責任をもって協力し、経済面、生活面、精神面で協力し合うことを誓約するものですので、婚姻をすることができない関係にある方は原則として宣誓することができません。ただし、パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。

Q10 佐倉市に住んでいなくても宣誓することはできますか？

A10 双方又は一方が市内に転入予定であれば宣誓可能です。ただし、提出していただく書類があります。詳しくは5ページをご覧ください。

Q11 なぜ転入予定でも宣誓できるのですか？

A11 佐倉市へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。

Q12 同居していなくても宣誓することはできますか？

A12 同居していなくても宣誓は可能です。ただし、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約した関係であることが必要です。

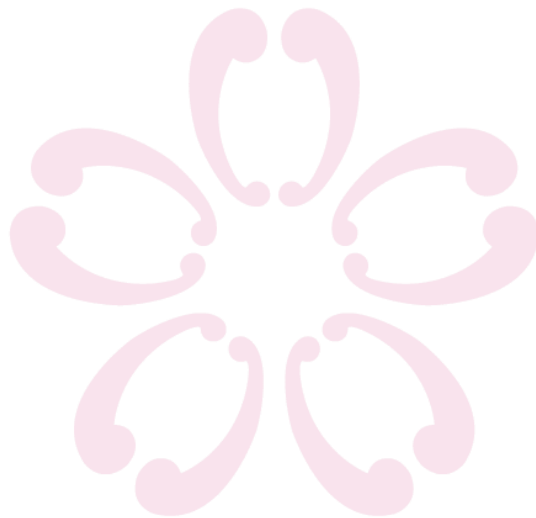
Q13 代理人や郵送による方法だと宣誓できませんか？

A13 お二人で「パートナーシップ宣誓書」等の書類を提出していただく必要があるのですが、代理人や郵送による方法での宣誓を行うことはできませんが、希望する場合、宣誓証明書及び宣誓証明カードの交付については郵送も可能です。

Q14 宣誓証明書や宣誓証明カードはすぐに交付されますか？

A14 要件確認や証明書等の作成に時間を要するため即日交付はできませんので、ご了承ください。希望する場合、宣誓証明書及び宣誓証明カードの交付については郵送も可能です（送料は自己負担となります）。

- Q15 宣誓の有効期限を教えてください。
- A15 宣誓証明書及び宣誓証明カードに有効期限はありません。
- Q16 市外に転出するときはどうすればいいですか？
- A16 転出により、お二人とも佐倉市民でなくなる場合、対象者の要件を満たさなくなりますので、返還届を提出するとともに宣誓証明書及び宣誓証明カードを返還してください。お二人のうちどちらか一方のみ佐倉市民でなくなる場合は、宣誓事項変更届出書を提出してください。
- ただし、本市からパートナーシップに係る連携をしている地方公共団体（以下、連携都市という。）へ転出し、連携都市においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の手続きを行い、連携都市からその旨の通知が本市にあったときは、返還届等の提出を省略できます。
- Q17 海外で同性婚をしていると宣誓できませんか？
- A17 日本国内では、婚姻が成立していませんので、宣誓を行うことができます。
- Q18 宣誓書にこどもの氏名を追加したい場合は手続きが必要ですか？
また、宣誓書に記載したこどもが婚姻した場合は手続きが必要ですか？
- A18 どちらも「宣誓事項変更届出書」の提出が必要です。お子様の氏名を追加する場合は、宣誓者のお子様であることを証明する書類（続柄入りの住民票、戸籍の全部事項証明書など）を提出いただきます。
- Q19 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？
- A19 婚姻に類似した関係を構築する方法として、公正証書により遺言書を作成する方法や、任意後見契約を結ぶ方法があります。
- Q20 パートナーシップ関係になくてもファミリーシップの宣誓はできますか？
- A20 できません。パートナーシップ関係にある方のお子様や親御様等について、宣誓ができます。



佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓ガイドブック

令和7年 4月 発行

令和8年 5月 更新

佐倉市市民部自治人権推進課

TEL 043-484-1948

Mail jichijinken@city.sakura.lg.jp